別紙１

防災学習動画制作業務委託　仕様書

１．委託業務名

防災学習動画制作業務

２．業務の目的

日頃からの備えや災害発生時の行動等について分かりやすく解説する防災学習動画（以下、「動画」とする）を制作することで、自分の生命は自分が守る「自助」の取り組みと、県民自らが主体的に被害の軽減につなげられる防災行動の実践を促すことを目的とする。

３．契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４．業務内容

本委託で実施する業務は、以下のとおりとする。

ア　県が本仕様書及び契約後に提示する方向性、素材等を基に、受託者において絵コンテ又は構成案及び動画台本を起案することとし、都度、県による確認を受け、受託者との協議・修正を経て完成品を納品する。

イ　令和６年能登半島地震や奥能登豪雨の経験や、令和８年１１月２日に防災大臣から発表された「事前防災徹底のための緊急要請」の趣旨を踏まえ、必要となる日頃からの災害への備えや災害時の早めの行動を促すような内容とすること。

ウ　石川県の地形・特性、石川県地震被害想定調査結果(令和７年５月)、令和６年能登半島地震の検証報告結果（令和７年８月)、防災気象情報の改定（令和８年５月)､その他近年の災害により得られた教訓や科学的知見を踏まえた内容とすること。

エ　カラーユニバーサルデザインに配慮し、子どもから高齢者までの幅広い世代や、障害者などの要配慮者にも見やすく、分かりやすい内容とすること。

オ　動画で取り扱う内容は、下表に示すテーマ区分及び内容に基づき制作することとし、具体的な構成・テーマ設定、題材の分割方法及び表現方法は提案に委ねる。

テーマ区分	内容（例）
「備えの必要性」	・災害リスクの説明 ・平時の備えが被害を軽減することを説明
「日頃からの備え」	・ハザードマップの確認 ・食料備蓄、感震ブレーカーの設置など
「災害発生時の行動」	・災害時の情報収集や、避難行動
「被害時の留意点」	・避難所・在宅避難の注意点など

カ　上記オのテーマ区分以外に、目的に適うコンテンツを追加し、別途独自に提案することも可能とする。

キ　県民が、災害を自分事として捉え、自助の取組を主体的に実践する契機となるよう、効果的な企画・構成及び表現方法を提案すること。

ク　令和６年能登半島地震及び奥能登豪雨における被害状況の写真・映像や、その他イラスト等を効果的に活用し、理解しやすい表現とすること。

ケ　より多くの県民が動画に接する機会を創出し、防災意識の向上や防災行動の実践につながる効果的な周知・発信方法及び活用場面について提案すること。

なお、県がこれまで行ってきた県民への活用場面としては、県・市町の出前講座、防災士が実施する防災講座・防災フェアなどのイベント等がある。

コ　特に、子どもから若年層の県民の防災に対する関心を高め、主体的に「日頃の備え」を実践することや、的確な「避難行動」につなげるための具体的な工夫を提案し、制作する動画にストーリー性を持たせること。

５．規格等

（１）仕様

・1 分～２分程度の動画を、10～15 本程度を目安に制作
・画面縦横比：１６：９
・解像度：フルハイビジョン（1920×1080 ピクセル）以上
・対応言語：日本語

（２）納品物・ファイル仕様

・完成動画データ一式
・データ形式：一般的な Windows PC やスマートフォンで再生可能であり、WEB 配信・YouTube 配信も可能なファイル形式とする。具体的なファイル形式等は県と協議して最終決定する。
・編集可能データ（動画ソフトのプロジェクトデータ、使用画像、イラスト、音声データその他制作に使用した素材一式を含むこと）
・動画内で作成したキャラクターデザイン、イラスト及び図版データ（JPEG 形式及び編集可能な元データ）

（３）留意点

最終的な動画に係る内容構成・尺等については、県と受託者が適宜協議することにより、決定するものとする。

６．納品

（１）納品方法

完成後、データ一式を石川県危機管理部危機管理政策課に一括して納品するとともに、電子媒体（CD、DVD、USB メモリ等）又は県が指定する電磁的方法により納品すること。

（２）納品時期

契約期間の範囲内で、県と受託者が協議して最終決定する。

７．業務実施上の留意点

（１）キャラクター使用、イラスト等の作成や、受託者が用意する映像素材等に要する経費並びに、動画の周知・発信方法及び活用方策、その他提案内容の実施に要する一切の経費は、委託料に含めるものとする。

（２）採択された場合、受託者が提案した企画提案を基に、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成するものとする。

（３）本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。

（４）受託者は、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

（５）業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。特に動画の制作にあたっては、YouTube・Instagram・TikTok その他の主要な SNS 配信媒体のコミュニティガイドライン等に抵触しない内容とすること。

（６）BGM 等の音楽や映像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行うこと。

（７）作成した成果物の二次利用にあたって必要な権利関係の調整は、受託者の負担において行うこと。

（８）受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。

８．その他

（１）この契約により作成される成果物及びその他の権利については、県に帰属する。

（２）（１）の成果物については、県ホームページ、YouTube、SNS（Instagram、X その他 SNS を含む。）による情報発信及び広告配信等で活用することを想定し、県が必要に応じて編集、加工及び二次利用できるものとする。

（３）受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（４）受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ県の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の

手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。

（５）受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で県の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

（６）本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。